

施設設備基準別添付書類チェックリスト

項目番号	省 令	施設設備基準	添付書類	別添番号	備考		
1	申請者が、その営業に使用する倉庫及びその敷地について所有権その他の使用権原を有すること < 規則第3条の3第1項第1号 >	右欄のいずれかを選択 土地について	土地所有権を有する場合 < 運用方針〔3〕2-4イ > 使用権原取得前申請の場合は売買契約書等の写しを提出させた上で、権原取得後速やかに右の書類を提出することで差し支えない< 運用方針〔3〕2-4ニなお書き >	登記簿謄本/抄本を提出する場合 不動産登記簿謄本/抄本 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書			
			土地賃借権を有する場合 < 運用方針〔3〕2-4ロ > 使用権原取得前申請の場合は賃貸借契約書等の写しを提出させた上で、権原取得後速やかに残りの書類を提出することで差し支えない< 運用方針〔3〕2-4ニなお書き >	直借 登記簿謄本/抄本を提出できない場合	不動産登記簿謄本/抄本 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書		
			転借 登記簿謄本/抄本を提出できない場合	不動産登記簿謄本/抄本 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 転貸承諾書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 転貸承諾書			
			公有不動産又は公有水面を使用（土地）する場合 < 運用方針〔3〕2-4ハ >		使用許可証 使用許可証明書		
			倉庫建設着手前の登録申請の場合 < 運用方針〔3〕2-4ホ > 倉庫の完成後速やかに運用方針〔3〕2-4イ又はロの書類（下欄参照）を提出することを条件に登録することとして差し支えない		建築確認済証 建築見積書 請負契約書		
			建物所有権を有する場合 < 運用方針〔3〕2-4イ > 使用権原取得前申請の場合は売買契約書等の写しを提出させた上で、権原取得後速やかに右の書類を提出することで差し支えない< 運用方針〔3〕2-4ニなお書き >	右欄のいずれかを選択	不動産登記簿謄本/抄本 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書		
			建物賃借権を有する場合 < 運用方針〔3〕2-4ロ > 使用権原取得前申請の場合は賃貸借契約書等の写しを提出させた上で、権原取得後速やかに残りの書類を提出することで差し支えない< 運用方針〔3〕2-4ニなお書き >	直借 登記簿謄本/抄本を提出できない場合	不動産登記簿謄本/抄本 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書		
			転借 登記簿謄本/抄本を提出できない場合	不動産登記簿謄本/抄本 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 転貸承諾書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 転貸承諾書			
			公有不動産を使用（建物）する場合 < 運用方針〔3〕2-4ハ >		使用許可証 使用許可証明書		
			倉庫建設着手後の登録申請の場合 右欄のいずれかを選択 建物について				

項目番号	省 令	施設設備基準	添付書類	別添番号	備考													
2	倉庫の種類ごとに国土交通大臣の定める建築基準法その他の法令の規定に適合していること < 規則第3条の3第2項 >	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="335 141 397 280">消防法</td> <td data-bbox="397 141 459 557" rowspan="3">右欄の該当するものにマーク</td> <td data-bbox="459 141 1034 280">倉庫は、消防法上防火対象物とされているため、消防法第17条第1項に定める技術上の基準に従って、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設を設置し、維持することを要する。 < 運用方針〔4〕2-1ロ(1) ></td> </tr> <tr> <td data-bbox="335 280 397 418">港湾法</td> <td data-bbox="459 280 1034 418">港湾法第39条第1項の規定に基づき港湾管理者が分区を設定している地域に設けられる倉庫にあっては、同法第40条第1項の規定により当該分区の用途に適合していることを要する。 < 運用方針〔4〕2-1ロ(2) ></td> </tr> <tr> <td data-bbox="335 418 397 557">都市計画法</td> <td data-bbox="459 418 1034 557">都市計画区域等に設けられる倉庫にあっては、都市計画法第29条第1項又は第2項に規定するところによりその建築に際し開発許可を取得していることを要する。 < 運用方針〔4〕2-1ロ(3) ></td> </tr> </table>	消防法	右欄の該当するものにマーク	倉庫は、消防法上防火対象物とされているため、消防法第17条第1項に定める技術上の基準に従って、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設を設置し、維持することを要する。 < 運用方針〔4〕2-1ロ(1) >	港湾法	港湾法第39条第1項の規定に基づき港湾管理者が分区を設定している地域に設けられる倉庫にあっては、同法第40条第1項の規定により当該分区の用途に適合していることを要する。 < 運用方針〔4〕2-1ロ(2) >	都市計画法	都市計画区域等に設けられる倉庫にあっては、都市計画法第29条第1項又は第2項に規定するところによりその建築に際し開発許可を取得していることを要する。 < 運用方針〔4〕2-1ロ(3) >	消防用設備等検査済証（検査後直ちに）								
消防法	右欄の該当するものにマーク	倉庫は、消防法上防火対象物とされているため、消防法第17条第1項に定める技術上の基準に従って、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設を設置し、維持することを要する。 < 運用方針〔4〕2-1ロ(1) >																
港湾法		港湾法第39条第1項の規定に基づき港湾管理者が分区を設定している地域に設けられる倉庫にあっては、同法第40条第1項の規定により当該分区の用途に適合していることを要する。 < 運用方針〔4〕2-1ロ(2) >																
都市計画法		都市計画区域等に設けられる倉庫にあっては、都市計画法第29条第1項又は第2項に規定するところによりその建築に際し開発許可を取得していることを要する。 < 運用方針〔4〕2-1ロ(3) >																
			当該分区の用途に適合していることを証する港湾管理者の発行する書類															
			開発許可書 地方自治体の発行する許可通知書（第一種低層住居専用地域から第二種住居地域の場合）															
11	消防法施行規則第6条に定めるところにより消火器等の消火器具が設けられていること（倉庫延べ面積150㎡未満は150㎡とみなす）< 規則第3条の4第2項第9号 >	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="335 557 630 1106" rowspan="2">建築確認を要しない倉庫</td> <td data-bbox="630 557 662 1106" rowspan="2">右欄のいずれか選択</td> <td data-bbox="662 557 1034 884">耐火建築物の場合：200㎡に1単位以上の消火器がある < 消防法施行規則第6条第2項 ></td> </tr> <tr> <td data-bbox="662 884 1034 1106">耐火建築物以外の場合：100㎡に1単位以上の消火器がある < 消防法施行規則第6条第1項 ></td> </tr> </table>	建築確認を要しない倉庫	右欄のいずれか選択	耐火建築物の場合：200㎡に1単位以上の消火器がある < 消防法施行規則第6条第2項 >	耐火建築物以外の場合：100㎡に1単位以上の消火器がある < 消防法施行規則第6条第1項 >	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1042 557 1074 1106" rowspan="2">右欄のいずれか選択</td> <td data-bbox="1074 557 1390 745">消火器の位置、仕様、設置数の詳細が表示されている図面（平面図に図示）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1074 745 1390 884">消防用設備等検査済証 消防用設備等点検結果報告書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1042 884 1074 1106" rowspan="2">右欄のいずれか選択</td> <td data-bbox="1074 884 1390 1046">消火器の位置、仕様、設置数の詳細が表示されている図面（平面図に図示）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1074 1046 1390 1106">消防用設備等検査済証 消防用設備等点検結果報告書</td> </tr> </table>	右欄のいずれか選択	消火器の位置、仕様、設置数の詳細が表示されている図面（平面図に図示）	消防用設備等検査済証 消防用設備等点検結果報告書	右欄のいずれか選択	消火器の位置、仕様、設置数の詳細が表示されている図面（平面図に図示）	消防用設備等検査済証 消防用設備等点検結果報告書					
建築確認を要しない倉庫	右欄のいずれか選択	耐火建築物の場合：200㎡に1単位以上の消火器がある < 消防法施行規則第6条第2項 >																
		耐火建築物以外の場合：100㎡に1単位以上の消火器がある < 消防法施行規則第6条第1項 >																
右欄のいずれか選択	消火器の位置、仕様、設置数の詳細が表示されている図面（平面図に図示）																	
	消防用設備等検査済証 消防用設備等点検結果報告書																	
右欄のいずれか選択	消火器の位置、仕様、設置数の詳細が表示されている図面（平面図に図示）																	
	消防用設備等検査済証 消防用設備等点検結果報告書																	
14	工作物又は土地であって、その周囲が国土交通大臣の定める防護施設をもって防護されていること < 規則第3条の7第2項第2号 >	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="335 1106 397 1267">右欄のいずれかを選択</td> <td data-bbox="397 1106 1034 1267">（ 塀 柵 格子 鉄条網 ）であって高さ1.5m以上の高さを有し、かつ、容易に破壊できない強度を有する遮蔽物が倉庫の周囲に設けられている < 運用方針〔4〕5-3 ></td> </tr> <tr> <td data-bbox="335 1267 397 1451">右欄のいずれかを選択</td> <td data-bbox="397 1267 1034 1451">他の建物の敷地内に倉庫を設ける場合で、当該建物周囲に（ 塀 柵 格子 鉄条網 ）であって高さ1.5m以上の高さを有し、かつ、容易に破壊できない強度を有する遮蔽物を設けており、倉庫位置を明示する白線を引く等の措置がとられている < 運用方針〔4〕5-3なお書き ></td> </tr> <tr> <td data-bbox="335 1451 397 1523">右欄のいずれかを選択</td> <td data-bbox="397 1451 1034 1523">水面に面していない</td> </tr> <tr> <td data-bbox="335 1523 397 1677">右欄のいずれかを選択</td> <td data-bbox="397 1523 1034 1677">水面に面している場合は、最高水面から1.5m以上の岸壁がある < 運用方針〔4〕5-3 ></td> </tr> </table>	右欄のいずれかを選択	（ 塀 柵 格子 鉄条網 ）であって高さ1.5m以上の高さを有し、かつ、容易に破壊できない強度を有する遮蔽物が倉庫の周囲に設けられている < 運用方針〔4〕5-3 >	右欄のいずれかを選択	他の建物の敷地内に倉庫を設ける場合で、当該建物周囲に（ 塀 柵 格子 鉄条網 ）であって高さ1.5m以上の高さを有し、かつ、容易に破壊できない強度を有する遮蔽物を設けており、倉庫位置を明示する白線を引く等の措置がとられている < 運用方針〔4〕5-3なお書き >	右欄のいずれかを選択	水面に面していない	右欄のいずれかを選択	水面に面している場合は、最高水面から1.5m以上の岸壁がある < 運用方針〔4〕5-3 >	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1042 1106 1074 1677" rowspan="4">左欄の内容が明示された図面</td> <td data-bbox="1074 1106 1390 1267">倉庫の配置図</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1074 1267 1390 1451">倉庫の配置図</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1074 1451 1390 1523">倉庫の配置図</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1074 1523 1390 1677">倉庫の配置図</td> </tr> </table>	左欄の内容が明示された図面	倉庫の配置図	倉庫の配置図	倉庫の配置図	倉庫の配置図		
右欄のいずれかを選択	（ 塀 柵 格子 鉄条網 ）であって高さ1.5m以上の高さを有し、かつ、容易に破壊できない強度を有する遮蔽物が倉庫の周囲に設けられている < 運用方針〔4〕5-3 >																	
右欄のいずれかを選択	他の建物の敷地内に倉庫を設ける場合で、当該建物周囲に（ 塀 柵 格子 鉄条網 ）であって高さ1.5m以上の高さを有し、かつ、容易に破壊できない強度を有する遮蔽物を設けており、倉庫位置を明示する白線を引く等の措置がとられている < 運用方針〔4〕5-3なお書き >																	
右欄のいずれかを選択	水面に面していない																	
右欄のいずれかを選択	水面に面している場合は、最高水面から1.5m以上の岸壁がある < 運用方針〔4〕5-3 >																	
左欄の内容が明示された図面	倉庫の配置図																	
	倉庫の配置図																	
	倉庫の配置図																	
	倉庫の配置図																	
15	国土交通大臣の定めるところにより照明装置が設けられていること < 規則第3条の7第2項第3項 > 野積倉庫が他の種類の倉庫、関連会社の工場の敷地内に設けられており、当該倉庫等において外灯が措置されている場合その他野積倉庫が設けられている施設内に外灯が設けられており、基準の照度が恒常的に確保できると認められる場合を含む	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="335 1677 397 2011" rowspan="2">右欄のいずれかを選択</td> <td data-bbox="397 1677 1034 1865">運用方針〔4〕5-4ロの計算式により倉庫の周囲の防護施設を中心とする半径1mの領域の1.5mの高さの部分で2ルクス以上の水平面照度がある < 運用方針〔4〕5-4イ ></td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 1865 1034 2011">運用方針〔4〕2-11ハの照度早見表により倉庫の周囲の防護施設を中心とする半径1mの領域の1.5mの高さの部分で2ルクスの水平面照度がある < 運用方針〔4〕5-4ハ ></td> </tr> </table>	右欄のいずれかを選択	運用方針〔4〕5-4ロの計算式により倉庫の周囲の防護施設を中心とする半径1mの領域の1.5mの高さの部分で2ルクス以上の水平面照度がある < 運用方針〔4〕5-4イ >	運用方針〔4〕2-11ハの照度早見表により倉庫の周囲の防護施設を中心とする半径1mの領域の1.5mの高さの部分で2ルクスの水平面照度がある < 運用方針〔4〕5-4ハ >	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1042 1677 1390 1865"> 照明装置の仕様書（照明設備表） 照明配置図（1.5mの高さの部分で2ルクス以上の照度が確保できる範囲を明示したもの） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1042 1865 1390 2011"> 照明装置の位置が確認できる書類（1.5mの高さの部分で2ルクス以上の照度が確保できる範囲を明示したもの） </td> </tr> </table>	照明装置の仕様書（照明設備表） 照明配置図（1.5mの高さの部分で2ルクス以上の照度が確保できる範囲を明示したもの）	照明装置の位置が確認できる書類（1.5mの高さの部分で2ルクス以上の照度が確保できる範囲を明示したもの）										
右欄のいずれかを選択	運用方針〔4〕5-4ロの計算式により倉庫の周囲の防護施設を中心とする半径1mの領域の1.5mの高さの部分で2ルクス以上の水平面照度がある < 運用方針〔4〕5-4イ >																	
	運用方針〔4〕2-11ハの照度早見表により倉庫の周囲の防護施設を中心とする半径1mの領域の1.5mの高さの部分で2ルクスの水平面照度がある < 運用方針〔4〕5-4ハ >																	
照明装置の仕様書（照明設備表） 照明配置図（1.5mの高さの部分で2ルクス以上の照度が確保できる範囲を明示したもの）																		
照明装置の位置が確認できる書類（1.5mの高さの部分で2ルクス以上の照度が確保できる範囲を明示したもの）																		

項目 番号	省 令	施設設備基準	添付書類	別添 番号	備考												
16	建物屋上を倉庫とする場合は、当該屋上の床の強度(3,900N/m ² 以上)が国土交通大臣の定める基準に適合しているとともに、保管する物品が屋上から落下することを防ぐ措置が講じられていること < 規則第3条の7第2項第4号 >	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="327 141 395 315"> 屋上床の強度 </td> <td data-bbox="395 141 1034 315"> 民間建築士事務所その他の検査機関の行った検査等により、当該床が3,900N/m²以上の積載荷重に耐えられる強度有していること証明されたもの </td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 315 395 770"> 右欄のいずれかを選択 防護措置 </td> <td data-bbox="395 315 1034 770"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="395 315 1034 387"> 周囲に防護ネットを展張してある < 運用方針〔4〕5-5口 > </td> <td data-bbox="1034 315 1390 387"> 平面図 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 387 1034 488"> ラックを使用して貨物を保管している < 運用方針〔4〕5-5口但し書き > </td> <td data-bbox="1034 387 1390 488"> ラックの配置状況及びその構造の概要を記載したものの(平面図に図示) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 488 1034 577"> 外壁から離れた場所(外壁から貨物の高さと同じ距離)に貨物を配置してしている < 運用方針〔4〕5-5口但し書き > </td> <td data-bbox="1034 488 1390 577"> 貨物の配置場所が明示された図面(平面図に図示) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 577 1034 770"> 庫内の貨物が、貨物の性状から見て一定の高さ以上に積まれない場合において、その高さまでの部分が2,500N/m²の荷重に耐えられる強度を有する < 運用方針〔4〕5-5口但し書き > </td> <td data-bbox="1034 577 1390 770"> 貨物の配置場所が明示された図面(断面図に図示) はいつげ高さ部分について運用方針〔4〕2-3イ(1)に準じた書類 </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	屋上床の強度	民間建築士事務所その他の検査機関の行った検査等により、当該床が3,900N/m ² 以上の積載荷重に耐えられる強度有していること証明されたもの	右欄のいずれかを選択 防護措置	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="395 315 1034 387"> 周囲に防護ネットを展張してある < 運用方針〔4〕5-5口 > </td> <td data-bbox="1034 315 1390 387"> 平面図 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 387 1034 488"> ラックを使用して貨物を保管している < 運用方針〔4〕5-5口但し書き > </td> <td data-bbox="1034 387 1390 488"> ラックの配置状況及びその構造の概要を記載したものの(平面図に図示) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 488 1034 577"> 外壁から離れた場所(外壁から貨物の高さと同じ距離)に貨物を配置してしている < 運用方針〔4〕5-5口但し書き > </td> <td data-bbox="1034 488 1390 577"> 貨物の配置場所が明示された図面(平面図に図示) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 577 1034 770"> 庫内の貨物が、貨物の性状から見て一定の高さ以上に積まれない場合において、その高さまでの部分が2,500N/m²の荷重に耐えられる強度を有する < 運用方針〔4〕5-5口但し書き > </td> <td data-bbox="1034 577 1390 770"> 貨物の配置場所が明示された図面(断面図に図示) はいつげ高さ部分について運用方針〔4〕2-3イ(1)に準じた書類 </td> </tr> </table>	周囲に防護ネットを展張してある < 運用方針〔4〕5-5口 >	平面図	ラックを使用して貨物を保管している < 運用方針〔4〕5-5口但し書き >	ラックの配置状況及びその構造の概要を記載したものの(平面図に図示)	外壁から離れた場所(外壁から貨物の高さと同じ距離)に貨物を配置してしている < 運用方針〔4〕5-5口但し書き >	貨物の配置場所が明示された図面(平面図に図示)	庫内の貨物が、貨物の性状から見て一定の高さ以上に積まれない場合において、その高さまでの部分が2,500N/m ² の荷重に耐えられる強度を有する < 運用方針〔4〕5-5口但し書き >	貨物の配置場所が明示された図面(断面図に図示) はいつげ高さ部分について運用方針〔4〕2-3イ(1)に準じた書類	建築士事務所が作成した構造計算書その他の書類 検査機関が作成した構造計算書その他の書類		
屋上床の強度	民間建築士事務所その他の検査機関の行った検査等により、当該床が3,900N/m ² 以上の積載荷重に耐えられる強度有していること証明されたもの																
右欄のいずれかを選択 防護措置	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="395 315 1034 387"> 周囲に防護ネットを展張してある < 運用方針〔4〕5-5口 > </td> <td data-bbox="1034 315 1390 387"> 平面図 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 387 1034 488"> ラックを使用して貨物を保管している < 運用方針〔4〕5-5口但し書き > </td> <td data-bbox="1034 387 1390 488"> ラックの配置状況及びその構造の概要を記載したものの(平面図に図示) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 488 1034 577"> 外壁から離れた場所(外壁から貨物の高さと同じ距離)に貨物を配置してしている < 運用方針〔4〕5-5口但し書き > </td> <td data-bbox="1034 488 1390 577"> 貨物の配置場所が明示された図面(平面図に図示) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 577 1034 770"> 庫内の貨物が、貨物の性状から見て一定の高さ以上に積まれない場合において、その高さまでの部分が2,500N/m²の荷重に耐えられる強度を有する < 運用方針〔4〕5-5口但し書き > </td> <td data-bbox="1034 577 1390 770"> 貨物の配置場所が明示された図面(断面図に図示) はいつげ高さ部分について運用方針〔4〕2-3イ(1)に準じた書類 </td> </tr> </table>	周囲に防護ネットを展張してある < 運用方針〔4〕5-5口 >	平面図	ラックを使用して貨物を保管している < 運用方針〔4〕5-5口但し書き >	ラックの配置状況及びその構造の概要を記載したものの(平面図に図示)	外壁から離れた場所(外壁から貨物の高さと同じ距離)に貨物を配置してしている < 運用方針〔4〕5-5口但し書き >	貨物の配置場所が明示された図面(平面図に図示)	庫内の貨物が、貨物の性状から見て一定の高さ以上に積まれない場合において、その高さまでの部分が2,500N/m ² の荷重に耐えられる強度を有する < 運用方針〔4〕5-5口但し書き >	貨物の配置場所が明示された図面(断面図に図示) はいつげ高さ部分について運用方針〔4〕2-3イ(1)に準じた書類								
周囲に防護ネットを展張してある < 運用方針〔4〕5-5口 >	平面図																
ラックを使用して貨物を保管している < 運用方針〔4〕5-5口但し書き >	ラックの配置状況及びその構造の概要を記載したものの(平面図に図示)																
外壁から離れた場所(外壁から貨物の高さと同じ距離)に貨物を配置してしている < 運用方針〔4〕5-5口但し書き >	貨物の配置場所が明示された図面(平面図に図示)																
庫内の貨物が、貨物の性状から見て一定の高さ以上に積まれない場合において、その高さまでの部分が2,500N/m ² の荷重に耐えられる強度を有する < 運用方針〔4〕5-5口但し書き >	貨物の配置場所が明示された図面(断面図に図示) はいつげ高さ部分について運用方針〔4〕2-3イ(1)に準じた書類																

(注1) 矩計図等とは、倉庫の構造材の材質、防火・防水措置の有無等の構造の詳細を表示した矩計図、断面詳細図その他の書類をいう。なお、運用方針(3)2-5口なお書きにより、規則第2条第2項第1号ニの倉庫の平面図、立面図及び断面図において構造の詳細が表示されている場合にあつては、矩計図等の提出を要しない。

(注2) 建具表等とは、建具の位置及び建具の材質、開口部に講じられた防犯措置、防火戸の有無等の構造の詳細を表示した建具表、建具キープランその他の書類をいう。なお、運用方針(3)2-5口なお書きにより、規則第2条第2項第1号ニの倉庫の平面図、立面図及び断面図において建具の詳細が表示されている場合にあつては、建具表等の提出を要しない。

(注3) 倉庫の配置図については、規則第2条第2項第1号ホにより添付が義務付けられている。なお、倉庫の配置図にあつては、縮尺を原則1/300~1/1,200とし、倉庫、事務所、労務員詰所、消火栓、外灯、警報機、排水溝等敷地内にある全ての施設及び設備を記載する他、敷地周辺にある全ての建物その他道路、河川、橋梁等についても併せて記載してあることを要する。